

# 「事業者向け」実務解説資料

## 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例

(令和2年10月1日 全面施行)



新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課

## 本資料の趣旨

---

事業者の皆様を対象に、手続等の要点を、実務に即して解説し、ユニバーサルデザインまちづくり条例の理解を深めてもらうことを目的に、以下の3点を解説していきます。

- (1) 全面施行により開始される制度(事前協議・届出・工事の完了報告)の特徴
- (2)「東京都福祉のまちづくり条例」と「区整備要綱」との関係
- (3) 施設整備マニュアルの見方

ユニバーサルデザイン

# UD まちづくりとは

建築物や道路、公園等の都市施設に関し、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図るための取組のことです。



# 構成

1

条例制定の背景

2

条例の概要

(事前協議、届出、工事の完了報告など)

3

整備基準について

4

手続きの流れ

(「都福まち条例」及び「区整備要綱」との関係など)

5

施設整備マニュアルの見方・活用方法

# 1 条例制定の背景

これまでの経緯  
条例の制定

## これまでの経緯

---

新宿区では、平成23(2011)年3月に策定した「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」や「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインまちづくりを推進し、質の高い都市空間の創出に取り組んできました。

平成27(2015)年度には、学識経験者や区民等で構成するユニバーサルデザイン推進会議で、「施設整備に向けた新たな取組（事前協議等）が必要」との意見があり、制度創設に向けて検討を進めてきました。

## 条例の制定

---

誰もが、分け隔てられることなく共生することができる社会を実現するためには、これまで以上に区、区民、施設所有者等が協力・連携して、ユニバーサルデザインまちづくりを推進していく必要があります。

新宿区は、事前協議や工事完了報告の制度創設など、施設整備の強化を行うとともに、意識啓発を強化するための新たな取組として、令和2(2020)年3月に、「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」を制定しました。

## 2 条例の概要(事前協議、届出、工事の完了報告など)

条例の構成

施設所有者等の責務

主な特徴1 事前協議

主な特徴2 届出

主な特徴3 工事の完了報告

届出等の対象施設

その他の特徴



## 条例の構成

### 第一章 総則

第1条－第5条 目的、定義、区・区民・施設所有者等の責務

### 第二章 施策の推進

第1節 第6条 意識啓発等

第2節 第7条－第18条 都市施設の整備

### 第三章 ユニバーサルデザインまちづくり審議会

第19条－第21条 設置、組織、部会

### 第四章 雑則

第22条－第23条 国等に関する特例、規則への委任

## 条例の構成(    : 事業者に特に関係する箇所)

### 第一章 総則

第1条－第5条 目的、定義、区・区民 施設所有者等の責務

### 第二章 施策の推進

第1節 第6条 意識啓発等

第2節 第7条－第18条 都市施設の整備

#### 主な特徴

- ① 事前協議
- ② 届出
- ③ 工事の完了報告

### 第三章 ユニバーサルデザインまちづくり審議会

第19条－第21条 設置、組織、部会

### 第四章 雑則

第22条－第23条 国等に関する特例、規則への委任

## 施設所有者等の責務

### ◆第一章 総則◆ 第5条

都市施設を所有・管理、新設・改修をしようとする施設所有者等は以下のことを努めてください。

- (1) 自らユニバーサルデザインまちづくりに努める。
- (2) 他の施設所有者等と連携を図り、周辺の都市施設と一体的に整備するよう努める。

※改修:増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更をすることを  
言います

## 主な特徴1 事前協議

◆第二章 施策の推進◆ 第9条

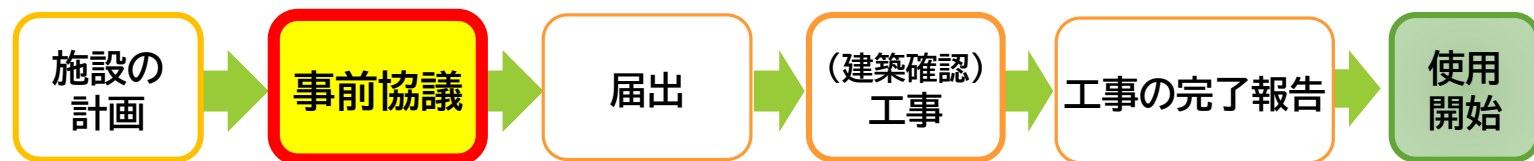
事前協議対象施設の新設・改修をしようとする施設所有者等は、整備基準への適合に関して、あらかじめ区との協議を行っていただきます。(対面協議)

### 対象施設

条例施行規則で「事前協議対象施設」と定められている、一定の用途で2,000㎡以上の新設・改修を行う施設を言います。対象となる用途として、医療等施設、興行施設、百貨店、マーケットその他の物販販売業を営む店舗などが挙げられます。



### <計画から使用開始までの流れ>



## 主な特徴2 届出

### ◆第二章 施策の推進◆ 第10条

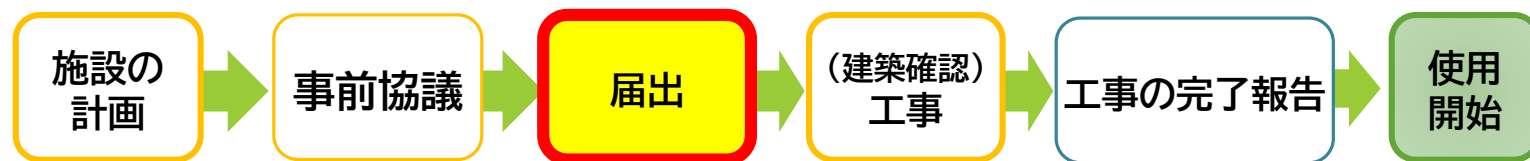
特定都市施設を新設・改修しようとする場合は、着工の30日前までに、設計内容の整備基準への適合に関して、区に届け出てください。

#### 対象施設

条例施行規則で「特定都市施設」と定められている、一定の用途・規模の新設・改修を行う施設。対象となる用途として、医療等施設、興行施設、百貨店、マーケットその他の物販販売業を営む店舗などが挙げられます。



#### <計画から使用開始までの流れ>



## 主な特徴3 工事の完了報告

◆第二章 施策の推進◆ 第11条

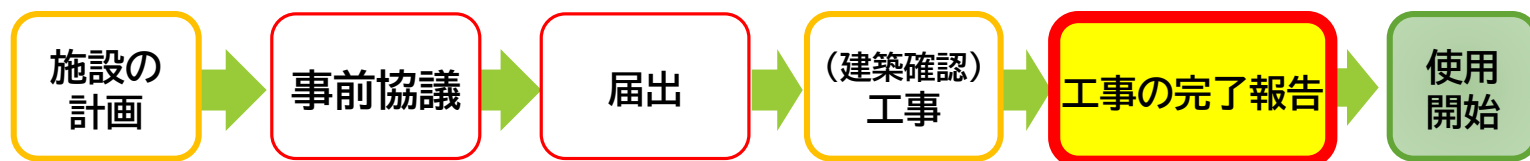
届出を行った施設の新設・改修に係る工事が完了したときは、整備基準への適合状況に関して、速やかに区に報告してください。  
(現場検査等を実施)

### 対象施設

届出又は変更の届出をした施設



### <計画から使用開始までの流れ>



# 届出等の対象施設

## ◆第二章 施策の推進◆

パンフレット・施設整備マニュアルに「事前協議対象施設」、  
「届出対象施設」の一覧を掲載しています。

都市施設		特定都市施設 床面積(以上~未満) 500㎡ 1,000㎡ 2,000㎡		
区分	用途*	200㎡	1,000㎡	2,000㎡
1	学校等施設			○
2	医療等施設	○	○	○
3	興行施設		○	○
4	集会施設			○
5	展示施設等		○	○
6	物品販売業を営む店舗等	○	○	○
7	宿泊施設		○	○
8	事務所		○	○
9	共同住宅等		○	○
10	福祉施設			○
11	運動施設、遊技場等		○	○
12	文化施設			○
13	公衆浴場			○
14	飲食店等	○	○	○
15	サービス店舗等	○	○	○

都市施設		特定都市施設 床面積(以上~未満) 500㎡ 1,000㎡ 2,000㎡		
区分	用途*	200㎡	1,000㎡	2,000㎡
16	工業施設			○
17	停車場等を構成する建築物			○
18	自動車関連施設	○	○	○
19	公衆便所			○
20	公共用歩廊			○
21	地下街			○
22	その他の住宅			○
23	複合施設			○

※建築基準法の用途については建築指導課までお問い合わせください。

凡例解説 ○ UD条例の届出の対象 ◎ UD条例の事前協議・届出の対象

### 凡例

- 届出対象施設
- ◎ 事前協議対象施設

区分		用途*		500㎡	
		200㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡
13	公衆浴場				
14	飲食店等	○	○		
	料理店				
	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				

例) 300㎡の飲食店を計画する際は、届出が必要となります。

※建築基準法の用途については建築指導課までお問い合わせください。

## 条例のその他の特徴

### (1) 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会

◆第三章◆

ユニバーサルデザインまちづくりに関する施策を円滑に推進するため、学識経験者、区民、地域団体の構成員、事業者から構成する審議会を設置します。

※高度利用地区、特定街区、再開発等促進区、都市再生特別地区の区域内のもののほか、区長が必要と認めるものについては、計画の早い段階から、審議会の意見を聴くこととします。

### (2) 規則への委任

◆第四章◆

条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項(整備基準や各種申請様式など)は、条例施行規則で定めています。



# 3 整備基準について

整備基準の種類

具体的な整備項目

遵守基準となる整備項目

整備基準の例

小規模建築物の遵守基準

整備基準をより知るために

## 整備基準の種類

整備基準は、ユニバーサルデザインまちづくりに関し、施設所有者等の判断の基準となるべきものです。

建築物の整備基準は、**遵守基準**と**努力基準**に分かれています。

### **遵守基準**

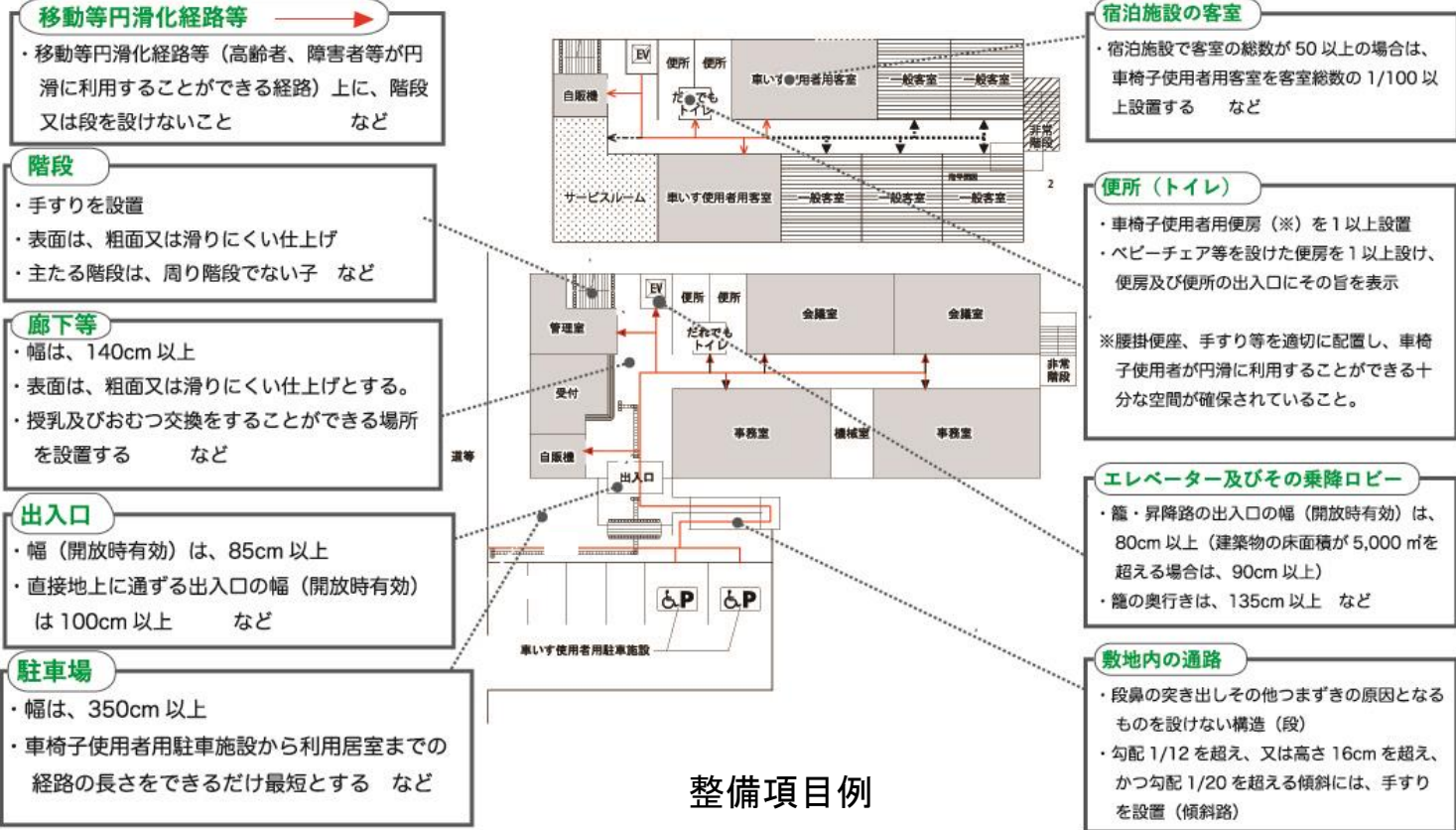
特定都市施設の新設・改修時に  
**適合させなければならない**基準です。

### **努力基準**

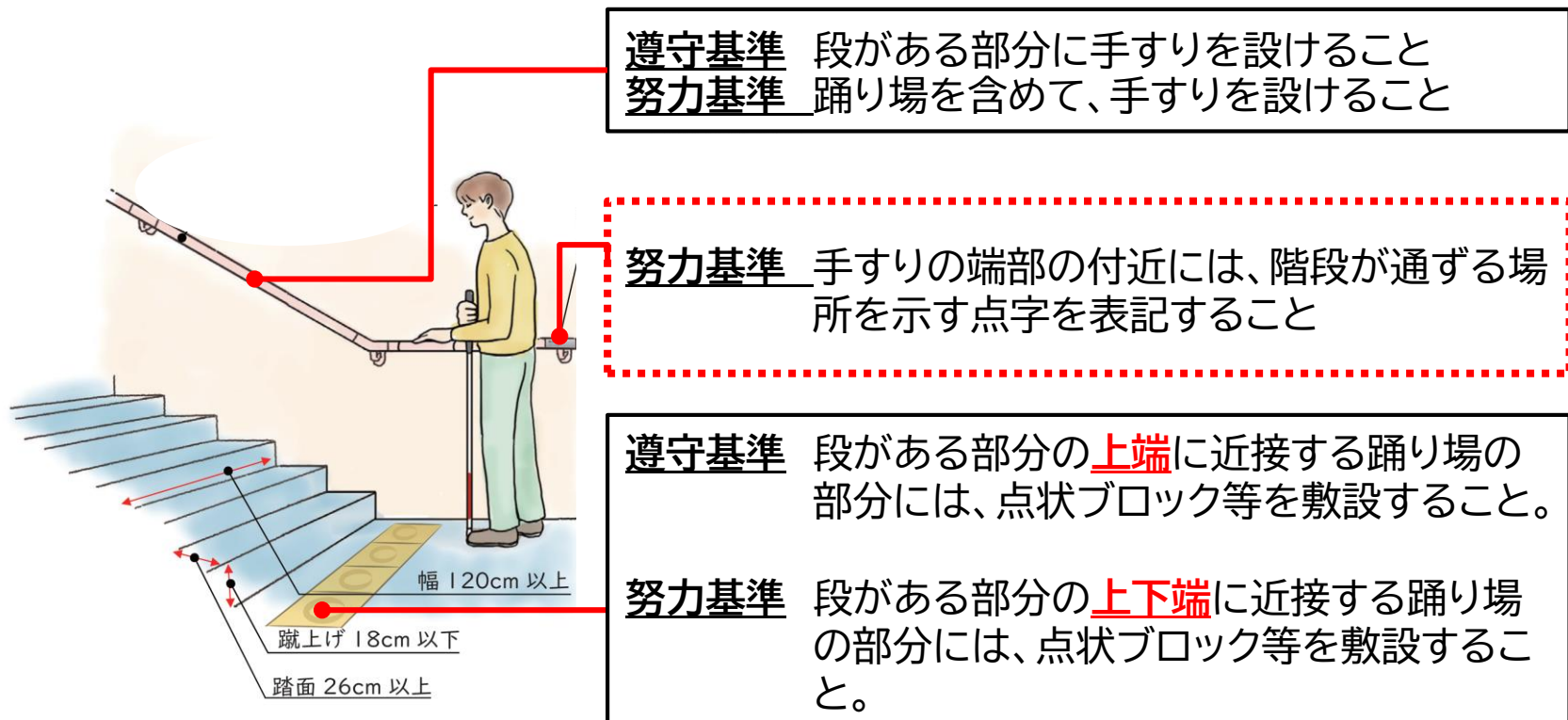
都市施設の新設・改修時に**適合に努めなければならない**基準  
(遵守基準より高い水準)

# 整備基準の適用範囲(整備項目)

整備基準は、廊下や階段といった整備項目ごとに、基準を設けています。



## 整備基準の例(階段)



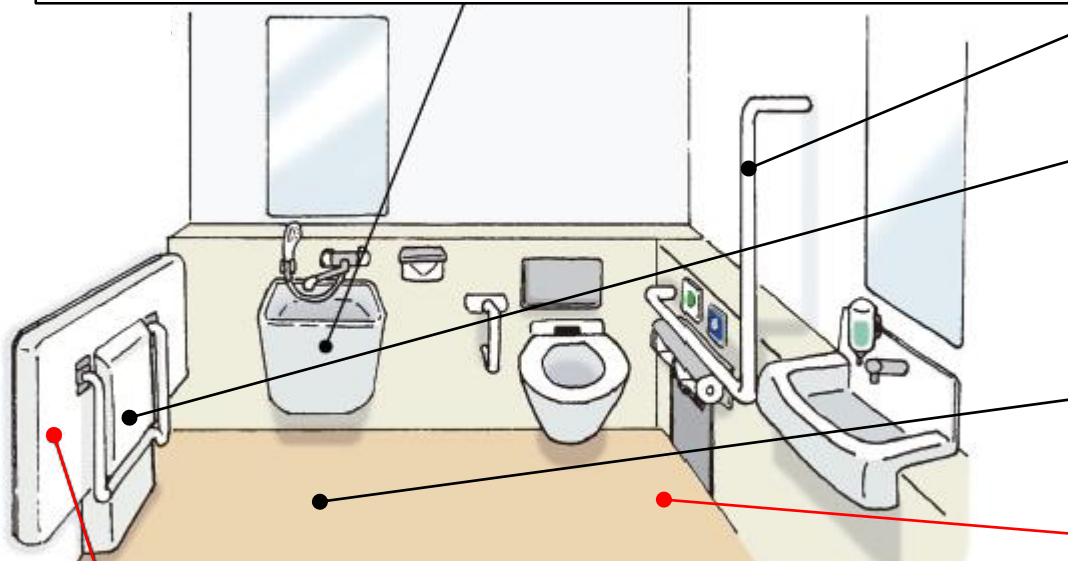
## 整備基準の例(トイレ)

水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を1以上設置

腰掛け便座、手すり等が適切に配置されていること

ベビーチェア等、ベビーベッド等を設け、便所の出入口に、その旨の標示を行うこと

車椅子使用者が使う便房は、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する



### 努力基準

大型ベッドその他着替えをすることができる設備を設け、便所の出入口に、その旨の標示を行うこと

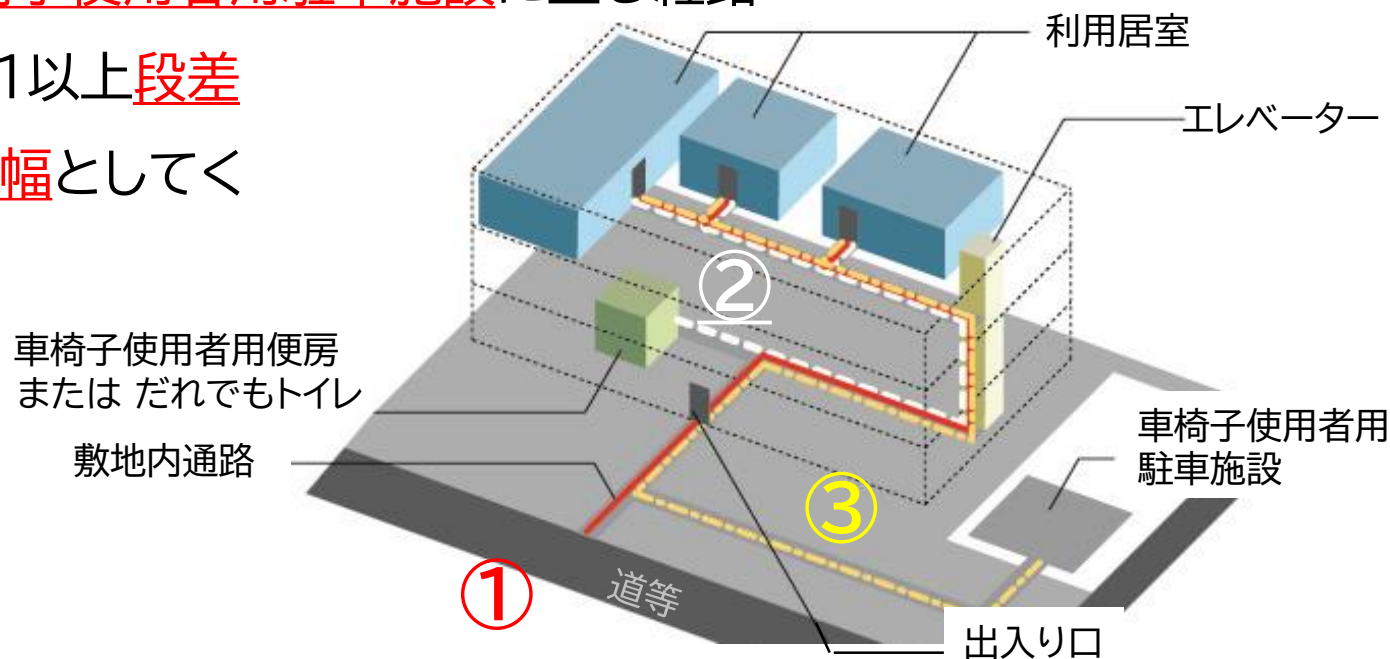
### 努力基準

多数の者が利用する便所のうち1以上は、誰でもトイレを設けること

## 整備基準の例(移動等円滑化経路)

- ① 道等から利用居室までの経路
- ② 利用居室から車椅子使用者用便房またはだれでもトイレまでの経路
- ③ 利用居室から車椅子使用者用駐車施設に至る経路

の経路は、それぞれ1以上段差  
がなく通行しやすい幅としてく  
ださい。



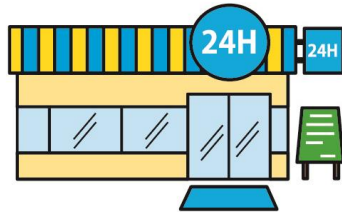
## 小規模建築物の遵守基準

生活に身近な施設のうち、以下の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満の施設である「小規模建築物」には、遵守基準を別途設けています。

### 小規模建築物の用途一覧



診療所など



物販店舗



飲食店



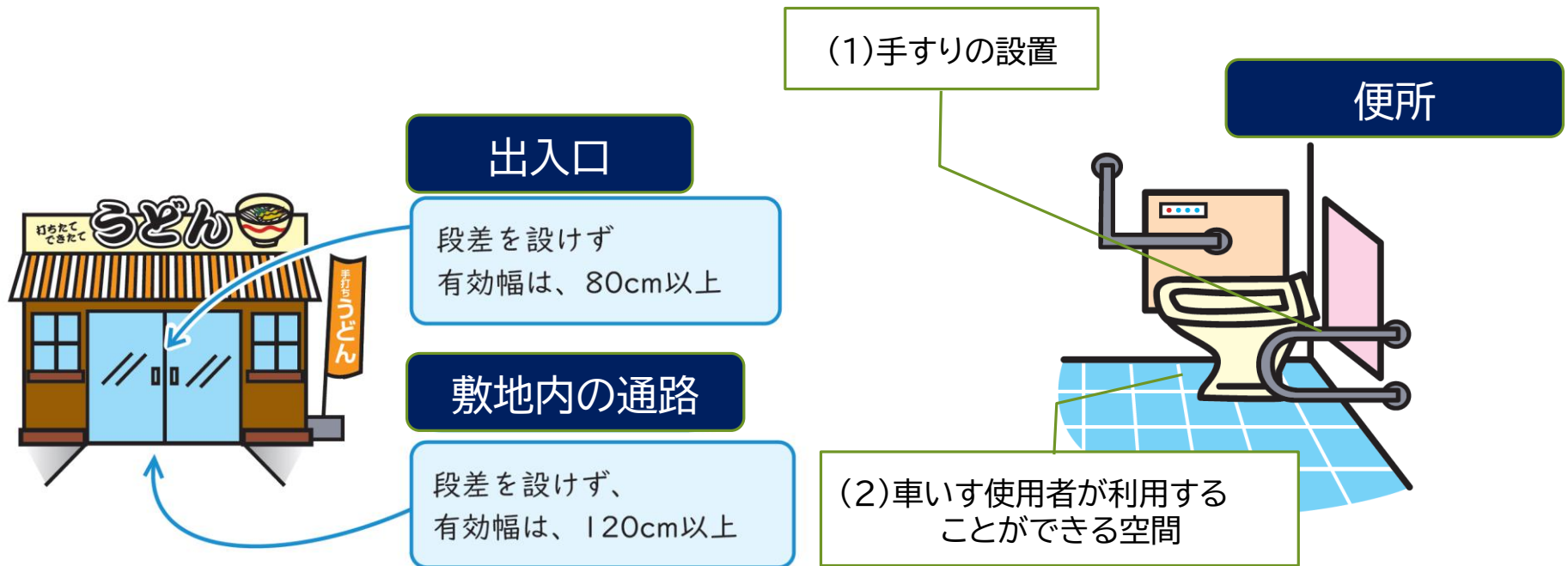
サービス店舗  
など



給油取扱所

## 小規模建築物の遵守基準

小規模建築物の遵守基準は、「①出入口」「②便所」「③敷地内の通路」についてのみです。





## 整備基準をより知るために

整備項目ごとの整備基準を調べる際は、施設整備マニュアルをご利用ください。施設整備マニュアルには整備基準・その解説・図解等が記載されています。

### 整備基準

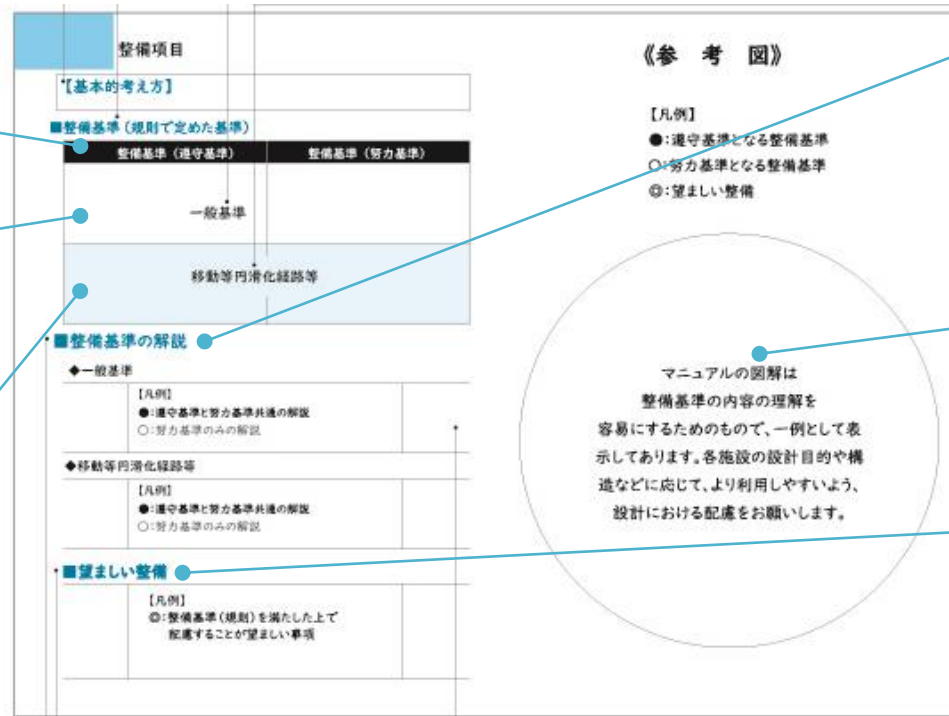
規則で定められた遵守基準及び努力基準

### 一般基準

整備基準のうち、整備対象範囲に係る一般基準

### 移動等円滑化経路等に係る基準(色付き部分)

整備基準のうち、移動等円滑化経路等、特定経路等、宿泊者特定経路に係る整備基準



### 整備基準の解説

整備基準の根拠や具体的な内容、審査の際の判断基準

### 図解(図面・イラスト等)

### 望ましい整備

整備基準より高い水準で、事業者の自主的・自発的な取組を促す事項

# 4 手続きの流れ(事前協議、届出、工事の完了報告など)

事前協議

届出

工事の完了報告

各書式のダウンロードについて

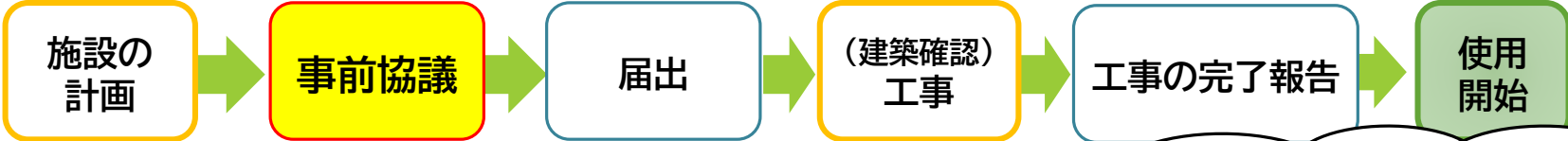
提出図書を作成にあたって

東京都建築物バリアフリー条例との関係

「都福祉のまちづくり条例」、「区整備要綱」との関係

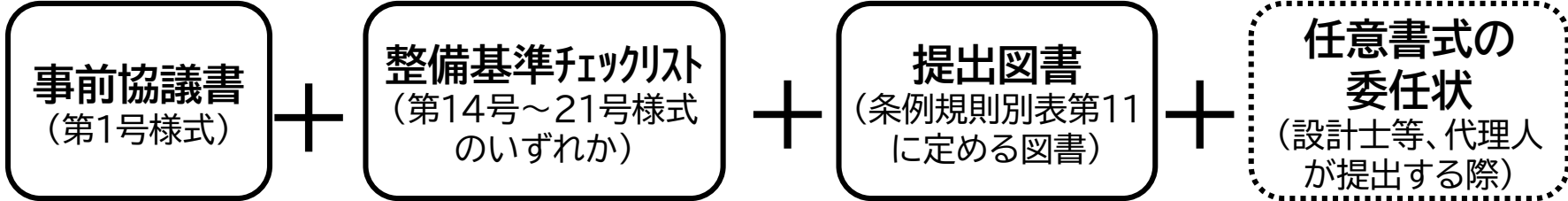
# 事前協議(対象:規則で定める事前協対象施設)

事前協議対象施設の新設・改修をしようとする際は、工事着手の60日前まで事前協議書を提出してください。



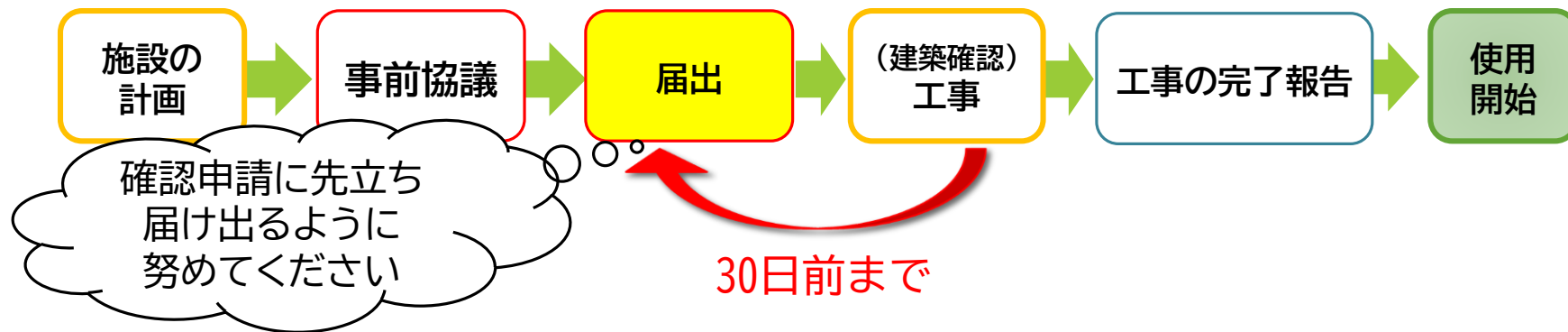
高度利用地区、特定街区、再開  
発等促進区、都市再生特別地区  
の区域内ものは90日前とします

## <提出書類> 2部(正・副)

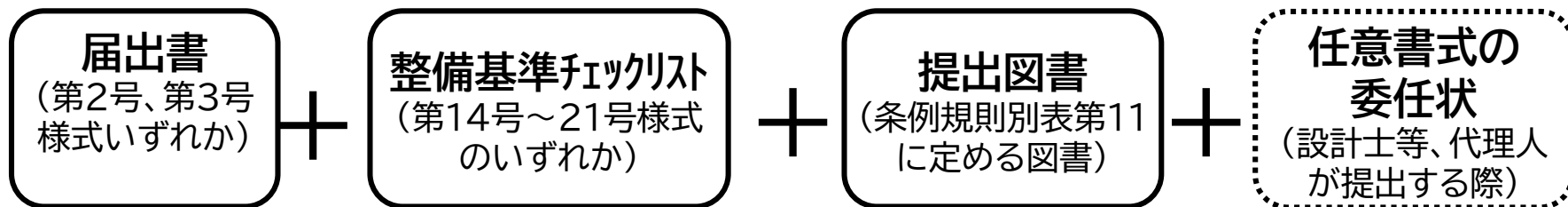


## 届出(対象:規則で定める特定都市施設)

特定都市施設の新設・改修をしようとする際は、工事着手の30日前までに届出書を提出してください。

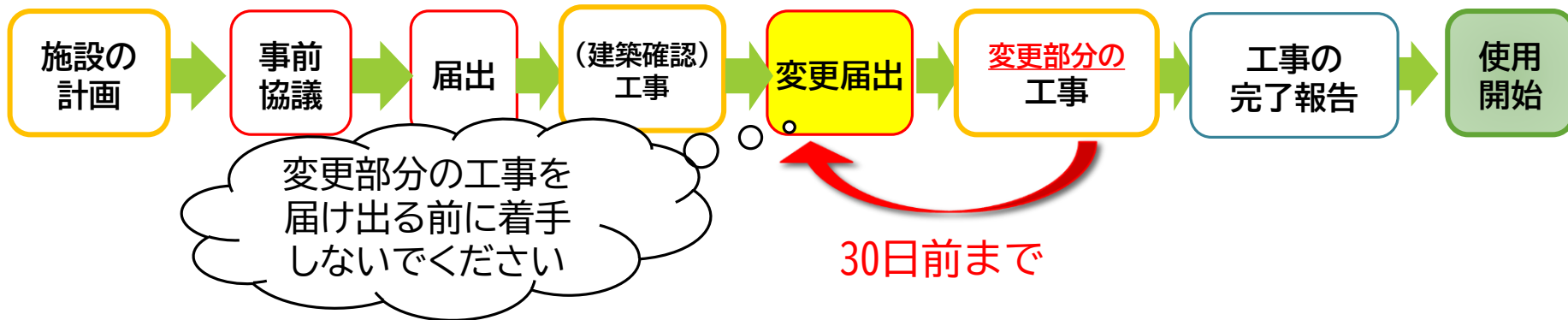


<提出書類> 2部(正・副)

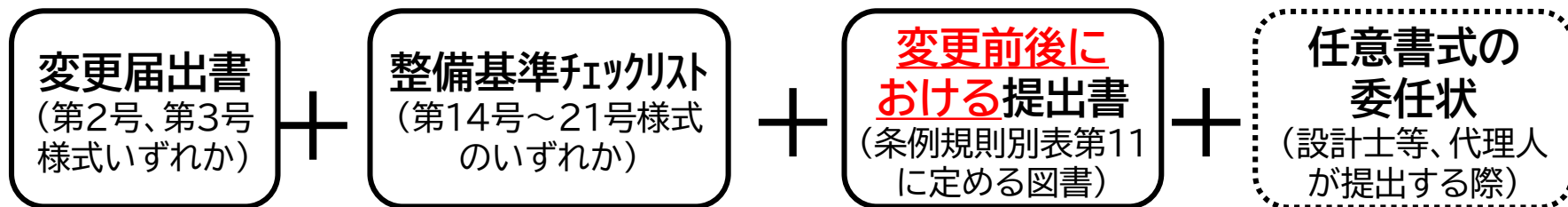


## 届出後に計画・工事内容に変更が生じた場合

特定都市施設の新設・改修をしようとする部分に変更が生じた場合は、変更に係る部分の工事着手の30日前までに届出書を提出してください。

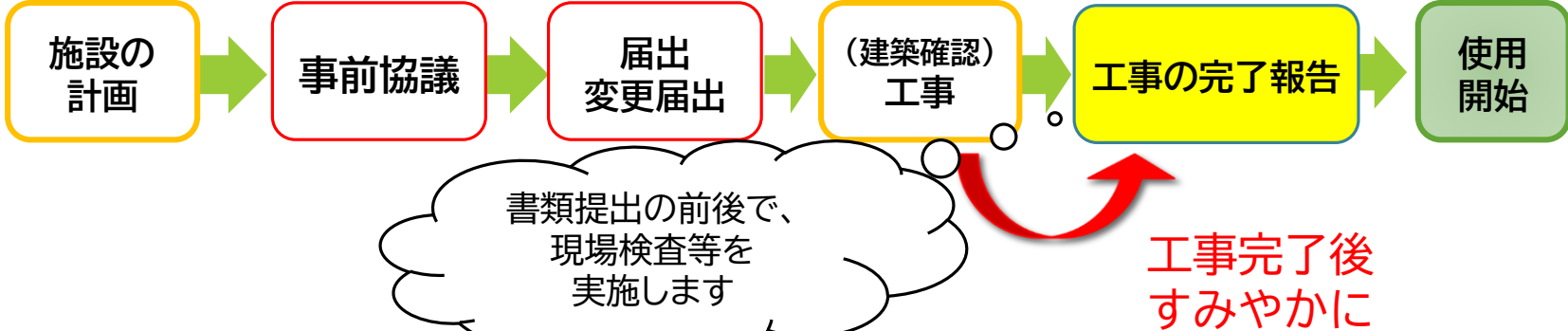


<提出書類> 2部(正・副)

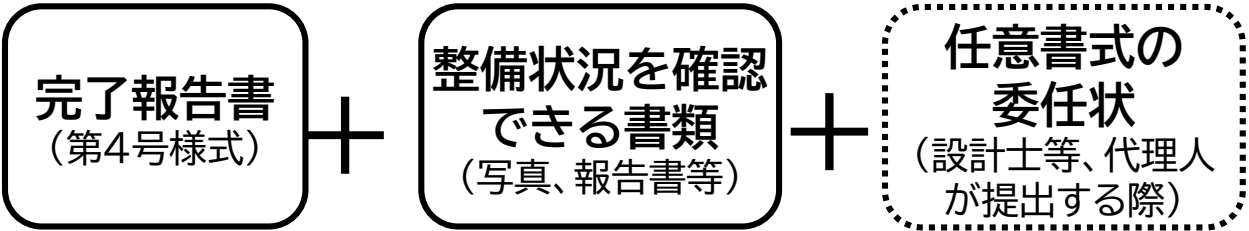


# 工事の完了報告(対象:届出・変更届出を行った施設)

届出または変更の届出をしたものは、工事の完了後すみやかに完了報告書を提出してください。

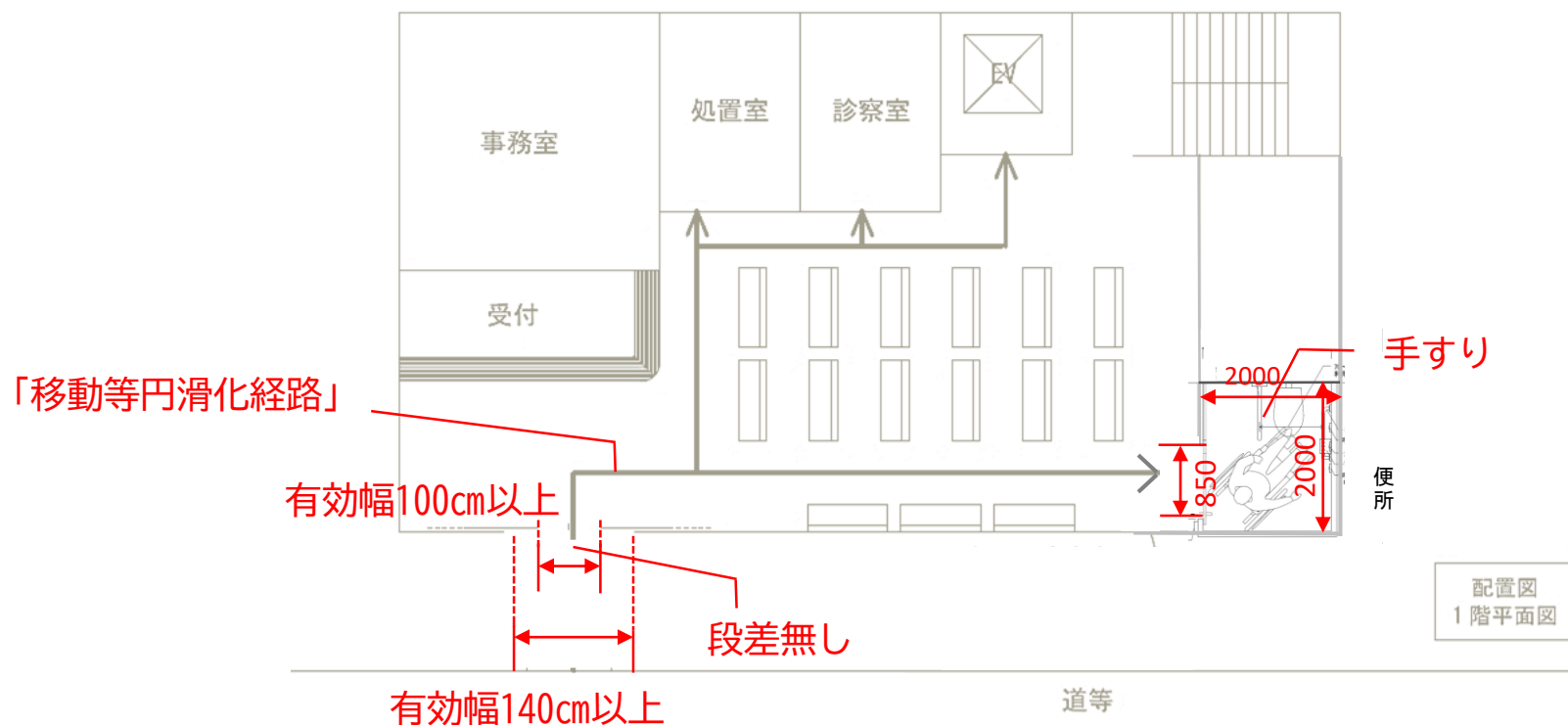


<提出書類> 2部(正・副)



## 提出図書の作成にあたって

提出図書には、整備基準に適合していることを明示するため、下図のように整備基準への適合状況を記入してください。



## 各書式のダウンロードについて

各手続きに必要な書式は、区ホームページでダウンロードできます。

申請	必要書類	
事前協議 (条例第9条)	事前協議書(第1号様式)	<b>【都市施設整備項目表】</b> (道路を除く) ・共同住宅等以外の建築物(第14号様式) ・共同住宅等(第15号様式) ・小規模建築物(第16号様式) ・公園(第17号様式) ・公共交通施設(第18号様式) ・鉄軌道駅(第19号様式) ・バスターミナル(第20号様式) ・路外駐車場(第21号様式)  <b>【図書】</b> 別表第11に定める図書
届出 (条例第10条)	建築物及び小規模建築物(第2号様式) 建築物及び小規模建築物以外(第3号様式)	
工事の完了報告 (条例第11条)	工事完了報告書(第4号様式)	
整備基準適合証の交付 (条例第12条)	整備基準適合証交付請求書(第5号様式)	
特定都市施設の適合状況 の報告(条例第14条)	建築物及び小規模建築物(第10号様式) 建築物及び小規模建築物以外(第11号様式)	



## 東京都建築物バリアフリー条例との関係

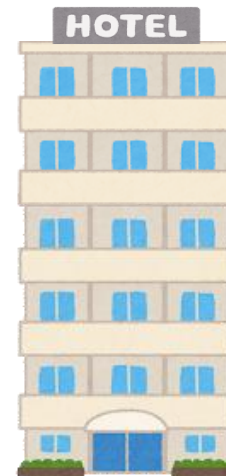
東京都ではバリアフリー法第14条第3項に基づく「建築物バリアフリー条例」(高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例)が制定されています。

建築物バリアフリー条例に基づく届出を行うものにあつては、事前協議対象施設を除き、UD条例の届出は免除されます。

<例1 届が出不要となるケース>  
1,000㎡の飲食店の新設



バリアフリー条例の対象のため、建築基準法の確認申請でバリアフリー条例の内容について届け出ている場合、UD条例の届出は不要となります。



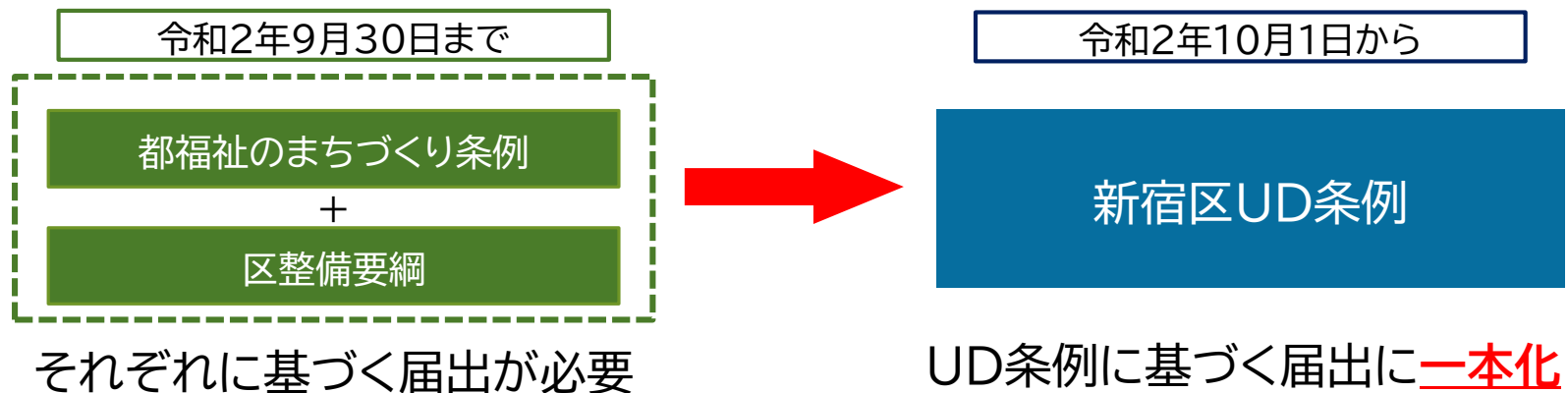
<例2 届出が必要となるケース>  
2,500㎡のホテルの新設

バリアフリー条例の対象ですが、事前協議対象のため、届出が必要になります。

## 「都福祉のまちづくり条例」及び「区整備要綱」との関係

東京都では、建築物バリアフリー条例よりも対象施設等を広範に定め、整備基準を強化している「東京都福祉のまちづくり条例」(都福祉のまちづくり条例)を制定しています。また、新宿区において建築物バリアフリー条例等に関連する「身体障害者、高齢者等の利用を配慮した建築物整備要綱・同指針」(区整備要綱)が制定されています。

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の全面施行後(令和2年10月1日)からは、「福祉のまちづくり条例」及び「区要綱」の届出は不要となります。



# 5 施設整備マニュアルの見方・活用方法

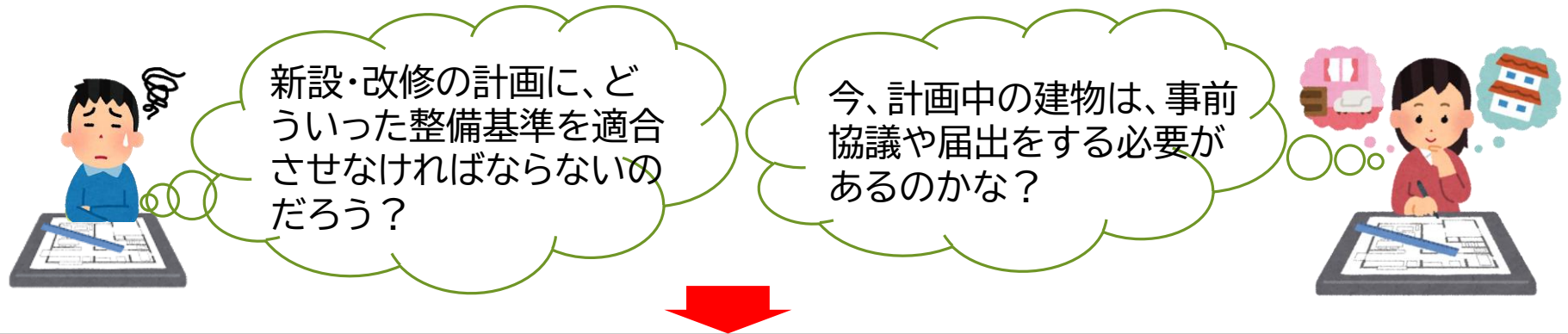


## 施設整備マニュアルの記載内容

- ・条例の概要
- ・条例の対象施設
- ・必要な手続き
- ・整備項目ごとの整備基準および  
その解説、図解
- ・UD条例、条例規則の条文、所定様式など
- ・車椅子寸法など各種規格等



## 建築物設計時のマニュアル活用手順



- Step.1** マニュアル内「星取表」で、計画中の建築物に求められる手続き、遵守基準となる整備項目を把握してください。
- Step.2** マニュアル内「整備基準等」で、各整備項目で求められる遵守基準を確認し、基準に適合するように計画してください。
- Step.3** その他の整備項目も含め、努力基準や望ましい整備などにも適合させるよう計画し、より質の高い施設整備の実現を目指してください。

## Step.1 星取表で手続き・整備項目を確認

用途		床面積規模						整備項目										
		200㎡	500㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	階段	傾斜路	その 他の 昇降	エレベーター及 その 乗降 ロビー	特殊な構造又は使 形態のエレベータ	便所	ベビーチェア	ベビーベッド	浴室又は シャワー室	宿泊施設の客室	観覧席・客席
1 学校等施設	学校（幼稚園を除く。）				■	■	■											
	幼稚園				○	○	○											
	その他これらに類する施設				●	●	●											
2 医療等施設	病院、診療所（患者の収容施設を有するもの。）				★	★	★											
	診療所（患者の収容施設を有しないもの。）				○△	○△	○△											

例:4,000㎡の中学校を新設する場合

### 凡例解説(必要な手続き)

■:事前協議・届出が必要

●:届出が必要

★:届出が必要(小規模建築物の遵守基準を適用)

○△:バリアフリー法令等に基づく届出を行うことで、UD条例の届出が不要になるもの

計画している施設の「用途」・「床面積規模」に該当する行を探し、必要な手続きを確認してください。(例の場合、■に、事前協議・届出が必要)

## Step.1 星取表で手続き・整備項目を確認

用途		床面積規模						整備項目											
		200㎡	1,000㎡	3,000㎡	500㎡	2,000㎡	5,000㎡	階段	傾斜路	その乗降ロビー	エレベーター及び	その他の昇降機	特殊な構造又は使用形態のエレベーター	便所	ベビーチェア	ベビーベッド	浴室又はシャワー室	宿泊施設の客室	観覧席・客席
1 学校等施設	学校（幼稚園を除く。）				■			■	■	■	■	■	■				■		
	幼稚園																		
	その他これらに類する施設																		
2 医療等施設	病院、診療所（患者の収容施設を有するもの。）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	診療所（患者の収容施設を有しないもの。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

例:4,000㎡の中学校を新設する場合  
階段、傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、便所などを設置する際は、遵守基準に適合させなければなりません。

凡例解説(遵守基準となる整備項目)

■、●、★、○、△がついている整備項目

図形が記されている整備項目を確認してください。これらの整備項目が施設内部にある場合、遵守基準に適合させなければなりません。

## Step.2 整備項目の遵守基準を確認

第2部 整備基準等では、都市施設及び整備項目ごとに、基準やその解説を示しています。Step1で確認した、遵守基準となる整備項目の基準の内容を確認し、適合するよう計画してください。

### 遵守基準

規則の条文で定められている、**守らなければならない基準**です。この基準に適合するように計画してください。

### 努力基準

必須事項ではありませんが、より質の高い施設整備を目指し、これらの基準にも適合するよう計画してください。

### 整備基準の解説

●がついている項目が、遵守基準について、満たすための寸法その他審査の際の判断基準を開設している項目です。記載されている内容に、施設の計画が適合しているかご確認ください。

② 出入口																	
<p>【基本的考え方】</p> <p>建築物の玄関やメインエントランス等の直接地上へ通ずる出入口、各利用居室等の出入口、車椅子使用者用便所又はだれでもトイレの出入口、車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口等のうち、移動等円滑化経路等上にある出入口は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する。また、移動等円滑化経路等以外の屋外へ通ずる出入口のうち1以上を、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備する。</p>																	
<p>■整備基準(規則で定めた基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備基準(遵守基準)</th> <th>整備基準(努力基準)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋外へ通ずる出入口(移動等円滑化経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の一を除く。)の1以上は、次に掲げるものでなければならない。</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</td> </tr> <tr> <td>移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。</td> <td>(2) 同左</td> </tr> <tr> <td>(1) 幅は、85センチメートル以上とすること(2)に掲げるもの並びにエレベーターの扉及び昇降路の出入口に設けるものを除く。)</td> <td>ア 同左</td> </tr> <tr> <td>(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。</td> <td>イ 同左</td> </tr> <tr> <td>(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</td> <td>ウ 同左</td> </tr> </tbody> </table>		整備基準(遵守基準)	整備基準(努力基準)	-	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋外へ通ずる出入口(移動等円滑化経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の一を除く。)の1以上は、次に掲げるものでなければならない。	-	ア 幅は、85センチメートル以上とすること。	-	イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。	(2) 同左	(1) 幅は、85センチメートル以上とすること(2)に掲げるもの並びにエレベーターの扉及び昇降路の出入口に設けるものを除く。)	ア 同左	(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。	イ 同左	(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ウ 同左
整備基準(遵守基準)	整備基準(努力基準)																
-	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋外へ通ずる出入口(移動等円滑化経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の一を除く。)の1以上は、次に掲げるものでなければならない。																
-	ア 幅は、85センチメートル以上とすること。																
-	イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。																
移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものであること。	(2) 同左																
(1) 幅は、85センチメートル以上とすること(2)に掲げるもの並びにエレベーターの扉及び昇降路の出入口に設けるものを除く。)	ア 同左																
(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。	イ 同左																
(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	ウ 同左																
<p>■整備基準の解説</p> <p>有効</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 移動等円滑化経路等上にある出入口の有効幅は85cm以上とする。ただし、エレベーターの扉及び昇降路の出入口は除く。</li> <li>● 直接地上へ通ずる出入口の有効幅は100cm以上とする。</li> <li>○ 屋外へ通ずる出入口が2つ以上ある建築物において、移動等円滑化経路等上にある直接地上へ通ずる出入口が1つみの場合は、当該出入口以外の屋外へ通ずる出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、85cm以上とする。</li> <li>● 幅は、開放時の有効幅とする。開き戸の場合は戸を開けた状態での幅(戸厚を含めない幅)とし、引き戸の場合は引き残しを含めない幅とする。また、両開き戸の場合は、片側の戸のみの開放時の有効幅とする。</li> <li>● 設計にあたっては、ドアの開閉機構を考慮したうえで、開口寸法、ドア寸法などを</li> </ul> <p>→【図2.1】参照 【図2.2】参照 →【附2.3】参照 →【図2.4】参照</p>																	



## Step.2 整備項目の遵守基準を確認

出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター及び乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態の昇降機、敷地内の通路では、移動等円滑化経路等(色付き部分)に関する基準が定められているため、移動等円滑化経路等に該当する部分については、整備基準に適合するように計画してください。

### 例：廊下等の基準

#### ■整備基準(規則で定めた基準)

整備基準(遵守基準)	整備基準(努力基準)
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。 ア 同左
イ 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。	イ 階段の上下端に近接する廊下等の部分又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起を設け、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別することができるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。
(7) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	(7) 同左
(4) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの	(4) 同左
(9) 主として自動車の駐車用に供する施設に設けるもの	-
(2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。	(2) 同左 ア 同左
イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	イ 同左

星取表では、移動等円滑化経路には図形が記されており、廊下等には印がついていないものもあります。このとき、廊下等の一部が移動等円滑化経路等になる際は、色付き部分の整備基準に適合させなければなりません。

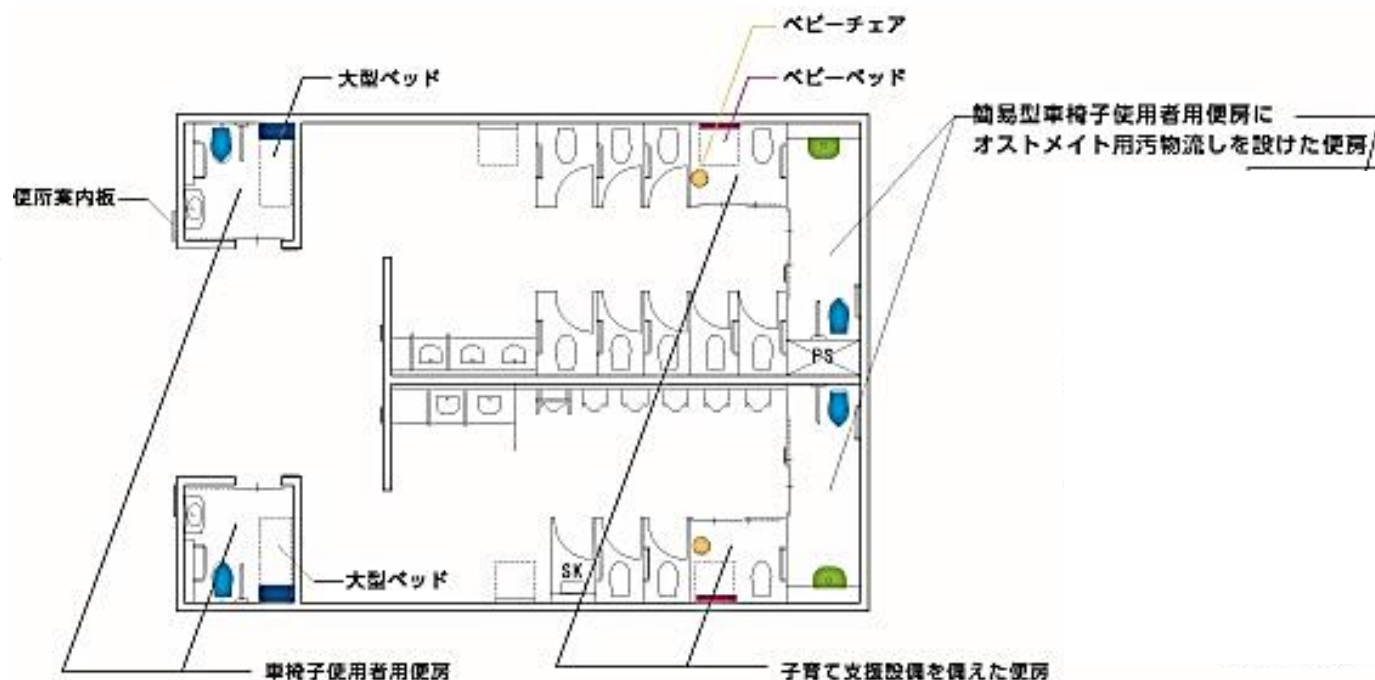
①	②	③	
路 移 等 動 円 滑 化 経	出 入 口	廊 下 等	授 乳 場 所 等
●	●	●	
●	●	●	

## Step.3 努力基準・望ましい整備等への適合

遵守基準に適合したうえで、より質の高い施設整備を目指し、努力基準や望ましい整備にも適合するよう計画してください。

### 例：トイレ機能の分散配置

車椅子使用者用便房や、オストメイトや、ベビーベッドなど、個別の機能を必要とする人が同時に便所を利用できるように、個別の機能を分散して複数配置することが望ましい。



# おわりに

## パンフレット・施設整備マニュアルの入手について

条例概要パンフレットは景観・まちづくり課窓口等で無料配布しています。

施設整備マニュアルは、区役所本庁舎1階区政情報センターで有償頒布(1冊 1,200円)しています。

なお、新宿区ホームページよりダウンロードできます。

### 【パンフレット】

[http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan\\_01\\_000001\\_00005.html](http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/keikan_01_000001_00005.html)

### 【施設整備マニュアル】

<http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/UDmanual.html>

## 問合せ先について

新宿区都市計画部景観・まちづくり

電話:03-5273-3843

FAX:03-3209-9227

郵送:〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

